

議案第4号

里庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

里庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和5年3月3日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の規定により、町職員を公益的法人等へ派遣することを可能にするための条例を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する公益的法人等との間の取り決めにより、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 非常勤職員
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員
- (4) 里庄町職員の定年等に関する条例（昭和59年里庄町条例第4号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の連絡に関する事項  
(派遣職員の職務への復帰)

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失ったとき。
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなったとき。
- (3) 第2条第1項に規定する取決めに反することとなったとき。
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となったとき。
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなっ

たとき。

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例)

第5条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する里庄町職員の給与に関する条例(昭和27年里庄町条例第18号の2)第18条第1項の規定の適用については、派遣団体において就いていた業務(当該業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤を含む。)を公務とみなす。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の等級及び号級については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における岡山市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山市町村総合事務組合条例第1号。以下「組合運営条例」という。)の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は、組合運営条例第5条第2項、第6条第1項及び第10条の4第1項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は組合運営条例第5条第2項、第6条第2項及び第10条の4第1項に規定する通勤による傷病とみなす。

2 組合運営条例第11条第5項の規定は、派遣職員の職員派遣の期間(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に規定する育児休業の期間を除く。)については、適用しない。

3 前項の規定は、派遣職員が派遣先団体から所得税法(昭和40年法律第33号)第30条第1項に規定する退職手当等(同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払いを受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合に支給する組合運営条例の規定による退職手当の算定の基礎となる給料月額については、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、前条の規定の例により、その額を調整することができる。

(報告)

第8条 任命権者は、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した町職員の処遇の状況等を町長に報告しなければならない。

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第9条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 株式会社のうち、里庄町が資本金その他これに準ずるものを出資しているもので、法の規定に該当すると認められるもの。

(法第10条第1項に規定する条例で定める職員)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員

- (4) 里庄町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 定年条例第9条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員
- (6) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる自由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他同法第35条に規定する法律又は条例の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

（法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合）

第11条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失ったとき。
- (2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができない又は適当でないと認められるとき。
  - ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなったとき。
  - イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反することとなったとき。
  - ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合、又は長期の休養を要するとき。
  - エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴されたとき。
- (3) 公務上の必要等のために当該退職派遣者を職員として採用することが必要と認められるとき。

（法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合）

第12条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法その他の法令の規定に違反した場合であって、当該退職派遣者が引き続き職員として在職した者とみなしたならば、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を行うことが適当と認められる場合とする。

（法第10条第2項に規定する条例で定める事項）

第13条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項（採用された職員に関する職員の給与に関する条例の特例）

第14条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する里庄町職員の給与に関する条例第18条第1項の規定の適用については、特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。

（退職派遣者の採用時における処遇）

第15条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における職務の等級及び号級については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる。

（採用された職員に関する職員の退職手当に関する条例の特例）

第 16 条 法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員に関する組合運営条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は組合運営条例第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 10 条の 4 第 1 項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は組合運営条例第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項及び第 10 条の 4 第 1 項に規定する通勤による傷病とみなす。

第 17 条 職員が法第 10 条第 1 項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、職員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在籍した後引き続いて法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された者の組合運営条例第 11 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員として在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、組合運営条例第 11 条（第 3 項、第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第 10 条第 1 項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、組合運営条例の規定による退職手当は、支給しない。

（報告）

第 18 条 任命権者は、退職派遣者の特定法人における処遇の状況及び退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を町長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。